

## 豊川市民病院医療行為の「説明と同意」に関する基本方針

### 1 「説明と同意」について

この方針において、「説明と同意」とは、安全で良質な医療を提供するために、患者を十分に理解したうえで、患者の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、患者に応じた適切な環境の下で、適切な時期に、適切な説明を行い、医療者と患者の十分な合意形成を行うことをいう。

### 2 基本原則と手順

#### (1) 医師による患者側への説明

- 1) プライバシーに配慮した環境で行う。
- 2) 具体的に必要かつ十分な説明を行う。
- 3) 平易な言葉で、必要に応じ写真、絵図等を用いてわかりやすい説明を行う。
- 4) 自己決定の支援としてセカンドオピニオンの権利について説明する。
- 5) 同意撤回の自由について説明する。

#### (2) 医師による患者側への確認

- 1) 十分に理解していることを確認する。
- 2) 真意の自己決定として同意していることを確認する。
- 3) 可能な限り十分な質問及び熟慮時間を設ける。

#### (3) 記録と保存

- 1) 説明と同意の内容について診療録に明確に記載する。
- 2) 作成された同意書は病院側と患者側双方で所持する。

### 3 診療に関する説明内容

- (1) 傷病名と症状
- (2) 医療行為（検査や治療）の名称、内容、目的、方法、必要性、有効性
- (3) その医療行為に伴う危険性、合併症、合併症発症時の対応
- (4) その医療行為を行わなかった場合のメリット、デメリット、予後予測
- (5) その医療行為の実施日時、所要時間
- (6) その他の選択肢（医療行為）の有無
- (7) その他の選択肢がある場合の(2)～(5)の内容

### 4 当事者

#### (1) 患者側

- 1) 患者本人
- 2) 同席できる患者の家族等で患者の同意を得ている者
- 3) 患者本人が以下の場合の保護者又は代理人

ア 未成年者である場合

イ 自ら意思を表明できない場合

(2) 病院側

1) 主治医、指導医

2) 同席者（主に担当看護師、医師以外の職員）

5 留意事項

- (1) 同意の有無にかかわらず、説明内容や患者からの質問等について明確に診療録に記載すること。
- (2) 患者の症状等により、医師の診察を受ける必要性を説明する場合には、「何か変わったことがあれば」のような曖昧な表現ではなく、具体的にその症状等を説明すること。
- (3) 患者側に一方的な説明を行い、形式的な同意を得る行為を行わないこと。
- (4) 医療的な必要性から、同意を得た医療行為とは別の医療行為を行う場合は、既に説明済の医療行為であっても改めてこの方針に沿って説明と同意を行うこと。
- (5) 医療行為を行わなければ患者の生命に関わる等の緊急事態の場合で、説明や同意を行わずに医療行為を行うこととなった場合は、患者の様態の回復等に合わせて改めてこの基本方針に沿って説明を行い、同意を得ること。
- (6) 病院側同席者は、第三者的な視点から、患者側の意思決定を支援する役割を担うこと。